



平成 31 年 2 月 8 日

各 位

会社名 美 津 濃 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 水野 明人  
(コード番号：8022 )  
問合せ先 取締役専務執行役員 福本 大介  
(TEL 06-6614-8465)

### 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の廃止に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 93 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を導入し、以降、同方針を継続更新してまいりました。本方針の有効期間は本年 6 月開催予定の定時株主総会終了後、最初に開催される取締役会の終了時点までであることから、かねてより本方針の継続の是非について検討してまいりましたが、本日開催の取締役会において、この有効期間の満了をもって本方針は継続せず、廃止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

当社は、当社及び当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的とする当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定め、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本方針を導入し継続してまいりました。

本方針導入以降、金融商品取引法による大規模な買付行為に関する規制の整備が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本方針の導入目的も一定程度担保されるようになり、また当社を取り巻く経営環境や機関投資家の考え方等も大きく変化しております。

このような状況を踏まえ、本方針が及ぼしうる影響等を慎重に検討した結果、当社における必要性が相対的に低下しているものと判断し、当社取締役会は、有効期間の満了する時をもって本方針を継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本方針の有無に関わらず、今後とも中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上にグループをあげて取り組んでまいります。また、本方針の廃止後も、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模な買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以上